

令和7年度観光振興事業費補助金

(地方部における観光コンテンツの充実のための

ローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)

公募要領

1. 公募期間

令和7年6月25日(水)～令和7年7月18日(金)14時(必着)

2. 質問受付期間

令和7年6月25日(水)～令和7年7月11日(金)17時(必着)

3. 問合せ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先: hqt-local-guide_hard★ki.mlit.go.jp

※電子メールによりお問い合わせください。

★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和7年6月

I. 背景と目的

1. 背景

令和5年に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つを柱に、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行き渡らせることとしています。

日本のインバウンドを取り巻く概況としては、2023年以降のインバウンドの現地ツアーや観光ガイド費用について、購入率・購入単価ともに2018年以降の平均値を上回って推移しており、ローカルガイドへの需要も高まっている状況と言えます。

特に、地域の自然、文化・歴史、生活・生業等を感じられる体験型の観光コンテンツについては、地域の魅力を伝えるローカルガイドがその本質を深く、わかりやすく伝えることで、より高付加価値化が図られるものと考えられます。ガイドの質はコンテンツの質に直結しており、深い体験価値を提供することによる満足度や消費単価の向上、それらによる地域社会と観光の好循環の構築に、質の高いガイドは重要です。

一方、地方部においては、地域独自のガイド認定制度や人材育成プログラムの構築によって先進的な取組を行う地域が現れてきたものの、ガイド報酬の低さや繁閑差によって通年での就労が困難等の構造的な課題も相まって、総じてローカルガイド人材の確保に苦慮している状況にあります。ローカルガイドの不足は観光コンテンツのサービス供給にも直結し、造成したコンテンツの自走化や持続的な経営への影響も懸念されることから、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成することが必要です。

このため、人材に限られる地方部において、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成し、観光コンテンツの持続的な供給や地域消費の向上へ結びつけるために、地域レベルでどのような取組やビジネスモデルが必要かを検討することを目的として、「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、令和6年5月から検討を開始しました。令和6年7月公表の中間とりまとめにおいては、ローカルガイドを取り巻く現状と課題、目指すべき方向性、今後進めるべき取組、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた取組の必要性等、全体的な概況や方向性を整理したところです。また、令和7年3月公表のとりまとめにおいては、地方部における体験商品の充実に向け、その担い手となるローカルガイドの裾野を拡大し、需要に確実に対応できるようにすることを優先的に取り組むべき課題とし、地域における戦略・取組の方向性を示しています。

日本全体の総人口や労働力人口が減少し、コロナ禍を経て観光人材が不足する中で、インバウンドの需要をとらえ、地方誘客や地域内消費を推進するために、ローカルガイド人材の確保・育成について実践的な取組を進めることは、ますます重要な課題になっていると考えられます。

2. 目的

本事業は、有識者会議のとりまとめを踏まえ、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、特に地方部において、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む際に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に対して支援を行います。

本事業を通して、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成、消費単価の向上やオペレーションの改善等を図り、体験型の観光コンテンツの持続的な供給や地域消費の向上に結びつけ、もって訪日外国人旅行者等の消費額の拡大や地方誘客の促進等に繋げることが期待されます。

II. 募集内容等

1. 前提

(1) 総則

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交

付要綱及び観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）実施要領に基づき実施します。

(2) 補助事業の前提

ローカルガイドの持続的な確保・育成にあたっては、体験型の観光コンテンツの担い手となるローカルガイドの裾野を拡大し、需要に確実に対応できるようにしていくことが必要です。これまでの取組事例においては、人材育成のための研修を実施しているものの、人材の掘起しなどの人材確保や、研修で学んだことを実践する体験商品の造成の取組が十分でないケースが見受けられます。また、体験商品の造成を行っているものの、活用可能なローカルガイド人材の確保・育成を考慮できていないケースが見受けられます。

現在、「人材確保」「人材育成」の入口段階と、その人材が活躍することのできる市場を形成していく「市場活性化」の出口段階の双方にボトルネックがあることから、ローカルガイドが生業として成り立ちにくい環境となっております。持続可能なガイド産業基盤を形成するため、人材確保・育成に関する入口戦略と、育成したローカルガイドに対しどのように活躍の場を提供していくかという出口戦略の双方を見据え、「人材確保」「人材育成」「市場活性化」を一体的にバランス良く取り組むことを求めます。

また、地域においては、顧客側や発注者側の視点に過度に立脚しガイド側に過剰なものを求めるのではなく、ガイドを産業として地域が支えていく視点で、ローカルガイドが安心してガイド業を担っていける「ガイドファースト」な取組を求めます。

本公募は、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けて、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据え、地域特性等に応じて、地域一体となって総合的かつ戦略的に推進するのに必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入の経費の一部を補助するため、地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業計画（以下「計画」という。）を選定するものです。

なお、本事業は、有識者会議の令和6年度とりまとめを踏まえて実施する補助事業です。有識者会議における議論ととりまとめについて、以下の URL より必ずご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/local_guide.html

2. 定義及び要件等

(1) 事業計画策定者

補助対象事業者を含む地域関係者の調整・取りまとめを行い、計画を策定・申請する事業者等とし、次の全ての条件を満たす者とします。

- ① 原則として、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等であること。単独の主体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光コンテンツ事業者、ガイド手配団体等又は体験商品の募集機能を担う者）が申請する場合にあっては、他の主体との連携体制が明確であり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者のいずれとも連携していること。

なお、申請に当たっては、代表となる主体を申請団体とし、当該代表となる主体が、申請団体として複数の申請を行うことは認めない。

- ② 体制の構成主体に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

(2) 補助対象事業者

実際に補助事業を実施し、財産管理を行う事業者等とします。事業計画策定者と同一でも、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等の一構成団体等でも構いません。また、一つの計画申請において補助対象事業者が複数あっても構いません。

補助対象事業者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- ① 計画において個別事業の実施主体として記載されている者であり、地方公共団体、観光地域づ

くり法人（DMO）、観光コンテンツ事業者、ガイド手配団体等若しくは体験商品の募集機能を担う者又は地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者が連携する組織、団体若しくは協議会等のいずれかであること。

② 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

なお、事業計画策定者は補助対象事業者と必ず連携の合意を取った上で申請してください。

(3) ローカルガイド

特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者とし、主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者を対象とします。専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問いません。

(4) 観光コンテンツ

自然環境、文化・歴史、生活・生業等の地域資源を主な対象とした体験型のコンテンツとします。

3. 交付の対象等

(1) 補助対象事業

特に地方部において、地域特性等に応じ、ローカルガイドの実態や地域の目指すべき姿に照らして、ローカルガイド人材の確保・育成について整理した上で、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）等の関係者が一体となり、有識者会議「令和6年度とりまとめ」で示された「人材確保」「人材育成」「市場活性化」の取組を総合的、戦略的及び複合的に実施する事業とします。事業内容は、「令和6年度とりまとめ」を踏まえ、ローカルガイドの担い手の裾野の拡大に向けて取り組むものとし、これに加えてガイドのレベルの引き上げなどに取り組む場合には評価において勘案します。

(2) 補助対象経費

特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む際に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に要する経費とします。

既存施設等の改修・整備に要する経費には、ツアーデスク・拠点の設置に要する経費を、設備・備品の購入に要する経費には、安全管理やガイディングの改善・向上、オペレーション改善・効率化、ガイド供給量の可視化及びマッチング等のシステムの整備（ローカルガイド人材情報の把握・整理を含む。）に要する経費を含みます。

設備・備品については、原則5万円以上、耐用年数3年以上のものを補助対象とし、消耗品は補助対象外とします。5万円未満の設備・備品は原則補助対象外ですが、耐用年数が長く、保管・管理ができ、事業に資するものであれば認められます。対象可否については、採択時に事業計画策定者に対し連絡します。

なお、会計検査の対象となった場合は、設備・物品が適切に保管・管理されているかを確認させていただく場合があります。

(3) 補助対象外経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・コンテンツ自体の造成費用
- ・交付決定前に発生した経費
- ・事業計画策定者及び補助対象事業者における経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・景品等の購入費
- ・クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費

- ・国から別途、同一活動に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている場合、又は、支給を予定されている場合の経費
- ・本事業における資金調達に必要な利子等
- ・既存物品の買い替え（同レベル機能の場合）に係る経費
- ・消耗品に該当する経費
- ・その他新規性や発展性を期待することができない取組に係る経費

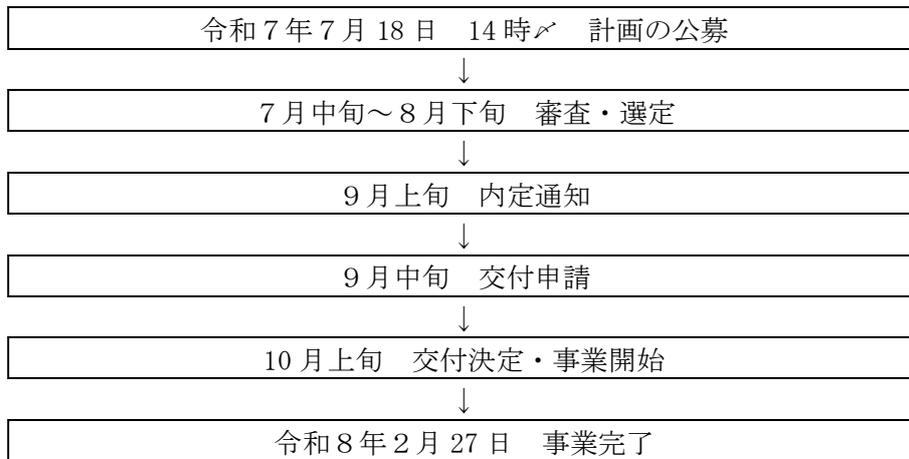
(4) 補助率等

補助率は1/2とし、補助金の額は1計画当たり10百万円を上限とします。

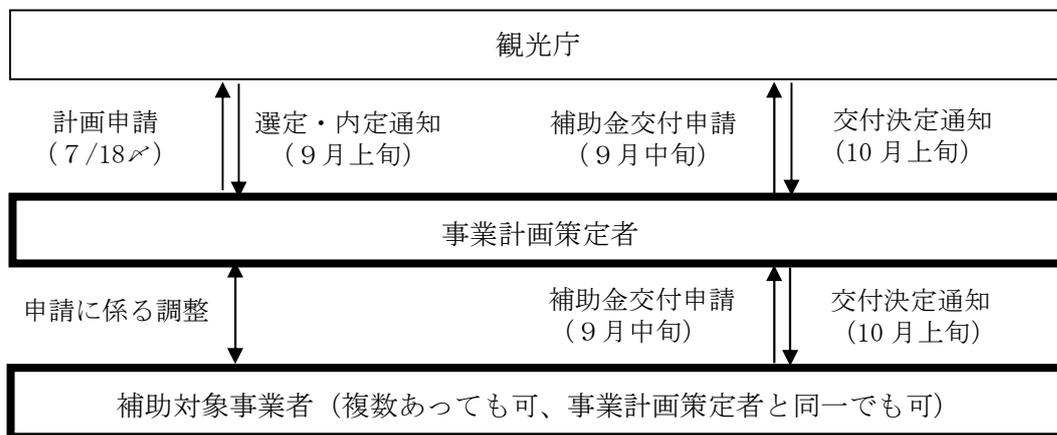
(5) 補助対象期間

交付決定の日から令和8年2月27日（金）までとします。

4. スケジュール



5. 選定・交付決定までの流れ



6. 提出

(1) 提出書類

- ① 申請登録フォームで必要事項を回答
 【補助事業】 地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業 申請登録フォーム (<https://forms.office.com/r/bDTjG9UWPf>)
- ② 事業計画（様式1）
- ③ 費用積算書（様式2）
- ④ 実施スケジュール（様式3）
- ⑤ 事業概要説明書（様式4）
 必要に応じて事業概要説明書を公表しますので、画像・図表を含め公表される前提で作成してく

ださい。

⑥ 積算根拠資料

既存施設等の改修・整備：見積書、図面、規格・仕様、改修・整備前の現況写真
設備・備品の購入：見積書、規格・仕様（EC サイトの商品ページ等も可）

<提出に当たっての留意点>

- ・②～⑤の各様式は観光庁ホームページからダウンロードできます。
- ・提出書類は全て PDF 化せず Word、Excel 又は PowerPoint 形式のまま提出ください。（⑥を除く）
- ・②～⑥を除く参考資料についても提出は可能ですが、②～⑤のみで実施内容が分かるようにご記載ください。（文章中で参考資料への参照等をさせないこと）
- ・提出する電子データは、ファイル容量が合わせて 10MB 以内となるようにしてください。

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみとします。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を郵送・持込み等の方法で提出することはできません。また、原則として大容量送受信ツール等を使用することはできません。

提出先メールアドレス hqt-local-guide_hard★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【提出】事業計画策定者名」としてください。

(3) 提出期限

令和 7 年 7 月 18 日（金）14 時（必着）

※ 本期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

(4) 提出後の連絡

電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付します。3 開庁日を経過しても受信確認のメールが届かない場合を除き、提出書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁から事業計画策定者へ別途連絡します。

ヒアリング（遠隔によるものを含む。）対象となった申請については、観光庁から対象となる事業計画策定者へ別途連絡します。

(5) その他

- ① 補助対象事業の実施に当たり、食品営業や道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
- ② 国立・国定公園を対象地を含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に事前の相談・確認をしてください。
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ④ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ⑤ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

7. 質問

(1) 質問方法

質問受付期間内に以下のメールアドレスに問合せください。なお、観光庁への訪問や電話による質問等はできません。

質問先メールアドレス hqt-local-guide_hard★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【問合せ】」としてください。

(2) 質問受付期間

令和7年6月25日（水）～令和7年7月11日（金）17時（必着）

(3) 回答

電子メールの受信後、観光庁から回答のメールを送付します。回答のメールが3開庁日を経過しても届かない場合を除き、観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

IV. 事業者の選定

1. 選定方法

事業計画策定者から提出された計画について、有識者を含めた委員会等により、選定基準に基づき総合的に評価を行った上で、計画の認定及び補助対象事業の選定をします。

なお、必要に応じて、事業計画策定者、補助対象事業者、連携事業者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none">(1) ローカルガイド人材の持続的な確保・育成のために、ローカルガイドの担い手の裾野を広げ、訪日外国人旅行者に対応できるローカルガイドを育成し、安定的な需要を作る好循環を地域で創出することの重要性を理解していること。(2) 持続可能なガイド産業基盤を形成するため、人材確保・育成に関する入口戦略と、育成したローカルガイドに対しどのように活躍の場を提供していくかという出口戦略の双方を見据え、「人材確保」「人材育成」「市場活性化」を一体的にバランス良く取り組むことの重要性を理解していること。(3) 地域関係者等がローカルガイドを支える視点で、ローカルガイドが安心してガイド業を担っていける「ガイドファースト」の必要性を理解していること。(4) 補助事業の内容が全体の計画に寄与する点が明確となっていること。
地域に対する理解度	<ul style="list-style-type: none">(1) 事業実施地域の特性について現状・課題を把握していること。(2) 事業実施地域におけるローカルガイド人材の現状と課題を質・量、取組の観点で把握していること。(3) 事業実施地域におけるローカルガイド人材の現状と課題を踏まえ、地域の目指すべき姿を整理し、その実現のために必要となる「人材育成」「人材確保」「市場活性化」の方向性を総合的かつ戦略的に整理していること。(4) 事業推進に当たり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者の役割を整理していること。
事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none">(1) 中長期及び本事業期間の目標及び指標について、地域の現状・課題、補助事業の内容を踏まえて適切に設定されていること。(2) 補助事業の実施体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えており、役割が適切に分担され、明確となっていること。(3) 必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費支出を試みており、販売体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できること。(4) 補助対象期間内において、着実に進められる計画を立てており、事業終了後、事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた自走化できる取組となっていること。(5) 事業の根幹を担う部分（企画、取りまとめ、遂行報告等）が、事業実施地域を活動拠点とする事業者により行われる実施体制となっており、当該地域が主体となった取組が期待できること。(6) ローカルガイド人材の持続的な確保・育成を行う意欲のある、多様な関係者が連携した実施体制が敷かれていること。(7) 国費による補助事業と、それに関連する地域が自らの費用で実施する取組との相乗効果が大きいこと。

- | |
|-------------------------------------|
| (8) 資金調達の見込みが立っていることが明確にわかること。 |
| (9) 工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であること。 |

3. ヒアリングの実施等

選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。ヒアリング対象となった申請については、観光庁から対象となる申請者へ別途連絡します。

また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。

4. 採択事業の公表等

観光庁から、採択事業の事業計画策定者に対し採択の旨を通知するとともに、補助金額等を内示します。また、事業計画策定者名及び事業内容等について観光庁ホームページにて公表します。

事業計画策定者は、補助対象事業者が交付申請を行うように調整し、別途指定する期限までに補助対象事業者の交付申請書を取りまとめ、観光庁に提出してください。

なお、不採択となった事業者に対する通知は行いません。採択・不採択の理由に関する個別の問合せはお控えください。

IV. 補助金の流れ

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱及び観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）実施要領（以下「交付要綱等」という。）に基づき実施します。詳細や各種様式については、交付要綱等を必ずご確認ください。

1. 交付申請

選定結果の決定後、速やかに交付申請書等を提出いただきます。詳細は選定結果の決定及び通知後、別途案内します。

2. 遂行状況報告

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに補助対象事業遂行状況報告書を提出いただきます。また、補助対象事業年度内に事業が完了しない見込みであるときや、観光庁から求めがあったときは、速やかに同報告書により報告してください。

3. 実績報告等

補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日までに、補助対象事業完了実績報告書に別途観光庁が指定する関係書類（事業報告書、経費内訳報告書、契約書、請求書、支払領収書等）等を添えて提出してください。

また、補助対象事業者は、別途観光庁が指定する関係書類（成果報告書）において事業評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一月を経過した日までに事業計画策定者を通じて観光庁へ提出してください。

4. 補助金の支払

補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。その後、補助対象事業者からの支払請求書に基づき、補助対象事業者に対して補助金を支払います。補助金は原則として精算払いです。

なお、補助対象事業及び補助対象経費については厳格に審査し、適当でないと判断される場合は補助対象外とします。応募申請において示していただいた定量的な成果目標の達成状況及び実績報告等の内容等によっては、補助金の一部又は全部が支払われない場合があります。

また、交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費に対し補助金をお支払いすることはできません。

5. その他

- (1) 応募に要する経費等、本事業の交付決定前に発生する経費は対象となりません。
- (2) 本事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、請求書、支払領収書等）を整理し、事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用してください。
- (4) 補助対象事業の完了後においても、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。